

# 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		豊島区国民健康保険運営協議会（令和3年度 第2回）
事務局(担当課)		区民部国民健康保険課
開催日時		令和4年2月18日（金曜） 午後3時00分～3時50分
開催場所		議員協議会室（区役所本庁舎8階）
議 題		<p>1. 開会 （1）区長あいさつ</p> <p>2. 審議 （1）豊島区国民健康保険条例の一部改正について [資料1]</p> <p>2. 報告 （1）傷病手当金、結核・精神医療給付金の支給に関する規則改正について [資料2、3] （2）令和3年度国民健康保険事業会計の補正第2号について [資料4] （3）令和4年度豊島区国民健康保険事業計画（案）について [資料5]</p> <p>3. 質疑</p>
公開の可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 <input type="checkbox"/> 傍聴人数    人 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	池田裕一（議長）、木村雅章、笹原玲子、平野敏夫、武藤節子、山科敏夫、折目由紀彦、久保信彦、佐野雅昭、高草木章、林健博、河原弘明、古堺としひと、小林ひろみ、高橋佳代子、ふるぼう知生、計良邦昭、山崎広（18名 敬称略）
	その他	
	事務局	区民部長、健康保健担当部長、国民健康保険課長、介護保険課長、地域保健課長、国民健康保険課管理係長、同資格・保険料係長、同整理収納係長、同特別整理係長、同給付係長、同財政運営係長、高齢者医療年金課後期高齢者医療係長、地域保健課保健事業係長、国民健康保険課職員（1名）

# 会 議 録

会 議 の 結 果	諮問事項 1 件 審議の結果、原案を適当と認める。なお、一部の委員より反対の意見があった。 報告事項 3 件
提出された資料等	資料 1 豊島区国民健康保険条例の一部改正について 資料 2 傷病手当金の支給に係る規則改正について 資料 3 結核・精神医療給付金の支給に関する規則改正について 資料 4 令和 3 年度国民健康保険事業会計の補正第 2 号について 資料 5 令和 4 年度豊島区国民健康保険事業計画（案）
その他	

## 令和3年度 第2回豊島区国民健康保険運営協議会会議録

### ○国民健康保険課長

定刻となりましたので、国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。私は国民健康保険課長の倉本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

現在の委員の出席者数は17名でございます。協議会開催の委員定足数に達していることをご報告いたします。それでは、池田会長、進行をよろしくお願ひいたします。

### ○会長

それではこれより、令和3年度第2回豊島区国民健康保険運営協議会を開会いたします。なお、本日の議事録署名委員は、折目由紀彦（おりめ ゆきひこ）委員さん、山科敏夫（やましな としお）委員さんをお願いしたいと思います。

初めに高野区長よりご挨拶がございます。

### ○区長 （挨拶）

### ○会長

はい、ありがとうございます。それでは本日出席の理事者をご紹介します。副島区民部長、植原健康担当部長、倉本国民健康保険課長、井上介護保険課長、坂本地域保健課長です。

それでは、議事に入ります。現在、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置の期間中でもあります。また、先ほど区長からもお話ありました新型コロナウイルス感染対策やワクチン接種等にご協力いただいている各団体の代表者の方々などもご出席いただいております。必要な質疑を妨げるものではありませんが、協議会のスムーズな運営に努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

本日は区から、当運営協議会に諮問が1件、また、報告が3件あるようでございます。まず諮問につきましては、高野区長からお願ひしたいと思います。

### ○区長 （諮問文朗読、会長へ手渡す）

### ○会長

なお、高野区長はこの後別の公務のため退席されますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは議事に入りますが、委員の方々のご意見をいただく前に、今回の諮問につ

いて詳細をお聞きしたいと思います。理事者より説明をお願いいたします。

○国民健康保険課長 (説明) 資料1

○会長

はい。それでは説明終わりましたので委員の皆様から御発言をいただきたいと思います。なお発言の際には、お手元にありますマイクのスイッチを入れていただいて、マイクを口下のほうに向けていただいご発言いただければと思います。それでは質疑を行いたいと思います。

○委員

2つ質問します。1つは、条例改正のうち第22条の改正で、成年年齢が20歳から18歳になったということがあるんですが、この影響がどういうものになるのかをお伺いします。

それからもう1点は、今回、12ページで説明がありましたが、独自の激変緩和措置をやることになりました。それで、最初に区長の挨拶の中では、コロナの関係の影響があつて、その増加分の経費を、その分だけ投入してこれを区民の保険料に転嫁しないというような説明がありまして、一方で、これだけ見るとそういうふうには見えなくて、ちょっとその関係性、94%相当になった理由というのをご説明いただけたらと思います。付け加えれば、23区の特別区長会で昨年末に、この関係経費については国庫補助と東京都補助をぜひお願いしたいという要望書を出し、豊島区議会でも、9日の日にほぼ同じ内容で、やっぱりこれは区民に負担を課すべきじゃないという決議を全会一致で上げたところですので、どうしてそれがこういうふうな反映になるのかっていうか、もし関連があれば教えていただきたいと思います。

○国民健康保険課長

最初にご質問いただいた結核給付のところの影響ですが、支給要件である非課税かどうかの判断を、18歳以上であればご自身、18歳未満であれば世帯主の方の状況で判断するということになります。もともと結核医療の対象者は少なく、18歳に下がることによって、ご自身の状況で判断する人が増えたというところで、金額への影響というのはないのかなとは思ってございます。

次のコロナの医療費の話ですが、今回94%相当というところでございます。去年、激変緩和措置96%に据置きまして、本来、去年は97%に上がるという計画であったのですが、96%に据え置きました。令和6年で100%にするという計画があり、均等に上げていくとすると、あと2年間で100%にするということで、今年は1.3%上げて97.3%、来年度98.6%、再来年100%ということの計画でございましたの

で、そもそも、97.3%という計画をしてございました。この中で、コロナに係る医療費の影響が大きいだろうというところで医療費については、一般財源を入れようということで、コロナの医療費について、どのぐらいかかったのかという数字を各区で出しまして、その金額を一般財源から投入するということで結果が94%になったということです。実質、今年も94%相当ということには、なるものかと思えます。

最後の国と都へ要望ですが、昨年末に特別区長会から、国と都への要望を出しましたが、国のほうからは保険料が急激に上がるのは全国的な事情ではないという話も聞いてございます。他県からなかなかそのような声も上がってないということで、現時点では、特段対応などを考えていないというようなことは聞いてございます。特別区としても、国や都に向けて、意見は引き続き伝えていきたいというようなところでございます。

#### ○委員

本当は、国や東京都のほうでコロナの特殊要因についてはちゃんと見ていただくべきだと私は思います。それで、そういう意味で結果として、繰入れを減らすのを94までに減らすのを減らしたという感じで、財政投入をするということ自体は、これはもう評価いたします。それから先ほど説明があったように、3人世帯で未就学児1人いた場合、均等割が下がりますので、これは大変好影響、この世帯にとっては、影響大きいんですけど、やっぱり結構お金かかるのは、小学生中学生高校生だという話も随分ありましてね。その部分っていうのは、現実には上がってしまうわけです。それから、やっぱりそれじゃなかった部分というのがほとんど、介護保険が入っている人のところは、介護の均等割が下がったりしたところもあってちょっと下がっているところもありますが、やはり、それ以外は上がっているというところで、その上げ幅も均等割じゃなくて、1人当たりで数字言っちゃいますけど、全体としては、23区特別区全体で、6,824円の値上がりというデータも出ておまして、ただでさえ今、コロナで大変なときに、本来、値上げはすべきではないという立場であります。

結論を申し上げますと、この諮問第1号の変更内容のうち、賛成できる点、1の部分とか、4とか5の部分ですかね。これについては、賛成できるなと思ってはいますけれども、2と、あと3は微妙なところありますが、これについては、私は反対をいたします。コロナの状況の特例的な傷病手当金や、減免制度の拡充っていうのも本当はもっとやっていただきたいところですが、それもちょっとないので、そういうところも不足していると思っています。以上です。

#### ○会長

よろしいでしょうか。ほかご質疑ございますでしょうか。ほかご質疑ないということでしたら、お諮りをさせていただきますと思います。

豊島区国民健康保険条例の一部改正につきましては、反対の意見がありましたので一部反対がありましたことを付して答申といたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」

○会長

はい、ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。ありがとうございます。

では続いて報告案件について、傷病手当金、結核・精神医療給付金の支給に関する規則改正について、令和3年度国民健康保険事業会計の補正第2号について、令和4年度豊島区国民健康保険事業計画（案）についての3件まとめて、理事者より説明をお願いいたします。

○国民健康保険課長（説明） 資料2 資料3 資料4 資料5

○会長

はい、説明が終わりました。ただいまの報告に関しまして何かご質疑等ございますでしょうか。

○委員

外国人滞納者対策の強化というところがちょっと気になりました。最近、コロナのことがあって外国人の留学生が来なくなって、豊島区でも外国人人口が減ってきたとか、住民税、国保料の関係も数が相当減ってきたというふうに聞いています。一方で昨日、岸田総理大臣が、留学生について国際交流的な観点等で、すぐじゃないと思うんですが、少し、見直しをしようという発言がありました。問題は、やはり、日本の外国人留学生とか労働者に対する扱いというんですか、扱って変ですけども、労働者として受け入れるなら、その人たちの人権をきちっと守る、それから、留学生であればやっぱり留学生としての国際交流とかそういうところをきちっとやるっていうところが、私はちょっと不明確で、留学生の名前で働きに来てみたいところが問題だったんじゃないかと思っていますし、また、入管の外国人への処遇の問題とかも最近問題になっております。

改めてやはりこういう点では、人権という立場で、外国人をどう受入れ、国際交流を進めていくかということは、きちっとしなきゃいけないなと思っているんで、今回この外国人滞納対策の強化っていうところでは、やはりちょっとそういう観点からいうと、相手を何か徴収するだけの対象にはしてはならないんじゃないかと思うんです

が、その辺の観点について伺っておきたいなと思いました。

○国民健康保険課長

はい。東京出入国管理局との連携ということでやってございます。もちろん、人権というのは当然、侵してはいけないものでございますので、慎重に丁寧に、この連携強化というものを進めていくという調整をしているところでございます。外国人の方の収納率は、令和2年度で言うと、日本人が90%を超えていて、外国人の方は、56%弱でございます。さらに在留資格別で見ますと、令和2年度の収納率でございますが、留学の方は42%ぐらいで、それ以外60%ぐらいありますので、出入国管理局も含めて、さらに学校等、コンビニエンスストアとか、そういうところとの連携も、今般、コロナの関係もあってなかなか進まないところもあったんですが、そこも、これまでもやっておりますし、今後も進めていきたいと思っております。人権については当然、配慮して丁寧に慎重にやっていくというものでございます。

○会長

はい、よろしいでしょうか。

○委員

資料5を拝見すると、1人当たりの医療費が最も低く、ずっとこう抑えられているというような状況に受けるんですけども、レセプト点検とかジェネリックとかをいろいろ、いろんな方策をやりながらですね、きつとこういった適正な医療費ということとずっと続いているのかなとは思いますが、一つ、ジェネリックについてはどのぐらいの効果が出ているのか。また、あとこの1位というね、この状況、1人当たりの医療費に関して、現状について区としてはどのように分析というか、そういうことをされているのかちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○国民健康保険課長

ジェネリックの効果です。令和2年度の数字になってしまうんですが、24年11月からこのジェネリック事業を開始しております、当初の数量シェアは35%でした。ちょっと古い情報ですが、3年4月の数量シェアは70.4%と着実に増加してございまして、これを金額に換算しますと、累積の効果額はおよそ8年間で約22億円ということで、財政効果があるものと試算してございます。

医療費のこの1位というのは、豊島区はここ何年かずっと1位で来ておまして、こういう健康等のもので、ジェネリックもそうですし、取組が効果を出してきてるんだということもあります。あとは、外国人の方、若い方も多いということで、医療費が抑えられてる要因と考えてございます。今年度においては、23区全体に下がっ

ているんですが、これは先ほど申し上げましたが、令和2年度においては、コロナにおける受診抑制が効いているというようなところで考えてございます。

○会長

よろしいでしょうか。それでは、予定していた報告を全て終わりました。皆様のご協力によりスムーズな運営を行うことが出来ました。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第2回豊島国民健康保険運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。